

議 会 議 案 第 5 号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書を次のとおり提出する。

平成29年9月22日提出

新居浜市議会議員	近 藤	司
新居浜市議会議員	大 條	雅 久
新居浜市議会議員	豊 田	康 志
新居浜市議会議員	永 易	英 寿
新居浜市議会議員	真 木	増次郎
新居浜市議会議員	加 藤	喜三男

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律における補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書

道路は、生活や産業・経済活動を支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つとして、走行時間の短縮及び経費の節減や交通事故の減少などの直接的な効果だけでなく、雇用の拡大や地域の活性化、観光振興等地域経済に好循環をもたらすストック効果が期待されている。また、近年全国各地で様々な災害が多発する中、道路の役割が再認識され、事前防災及び減災対策として

の道路ネットワークの整備が求められている。

しかしながら、本市における道路整備水準は全国に比べて大幅に遅れており、過去には度重なる台風の襲来と豪雨等により道路が寸断され、市民生活に多大な支障をきたした。また、既存の道路ストックの老朽化も進んでおり、市民が安心、安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課題を抱えている。

近い将来、南海トラフを震源とする地震等の大規模災害の発生が予想されている中、市民の安心安全で快適な生活環境を確保し、地方創生を実現するためには、これらの課題を着実に克服し、既存の道路を最大限に活用するとともに、必要な道路整備を促進し、地域経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させる必要がある。

現在、国においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等のかさ上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされているが、道路財特法によるかさ上げ措置は平成２９年度までの時限措置であり、来年度以降の補助率等の実質的な低減は、本市における道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生の実現に大きな影響を与えることが懸念されているところである。

よって、国におかれては、本市の道路整備事業を引き続き強力に推進するため、道路関係予算全体の拡大はもとより、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について平成３０年度以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図られるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年９月２２日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

提案理由

口頭説明